

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により平成 16 年 10 月 29 日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について、法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がありましたので、法第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成 17 年 3 月 18 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都駅西ビル（仮称）

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 926 他 6 筆

2 意見の概要

- ・ 建設工事については、住民に影響を及ぼさないよう事前通知、各種対策を講じること。
- ・ 建物外観については、古都京都に相応しい品位のものにすること。
- ・ 改札口は、営業時間以外でも利用可能となるよう調整を行うこと。
- ・ 客の呼び込みや店頭でのスピーカーによる騒音の発生は控えること。
- ・ 店舗利用者による駐輪、チラシ、ゴミの廃棄等、違法行為については、責任をもって処理すること
- ・ 西洞院通りは、京都駅ビル駐車場への導入経路になっており、渋滞を起こしている。当該店舗の駐車場は、八条通に設けられているが、店舗利用者の利便性を考えると、現状の西洞院通の渋滞を増幅することはあっても緩和することはないと考える。そのため、京都駅の北側にも何ヶ所か駐車場を確保し、交通集中を分散させる必要がある。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 17 年 3 月 18 日（金）から同年 4 月 18 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお、上記 2 の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第 4 条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）